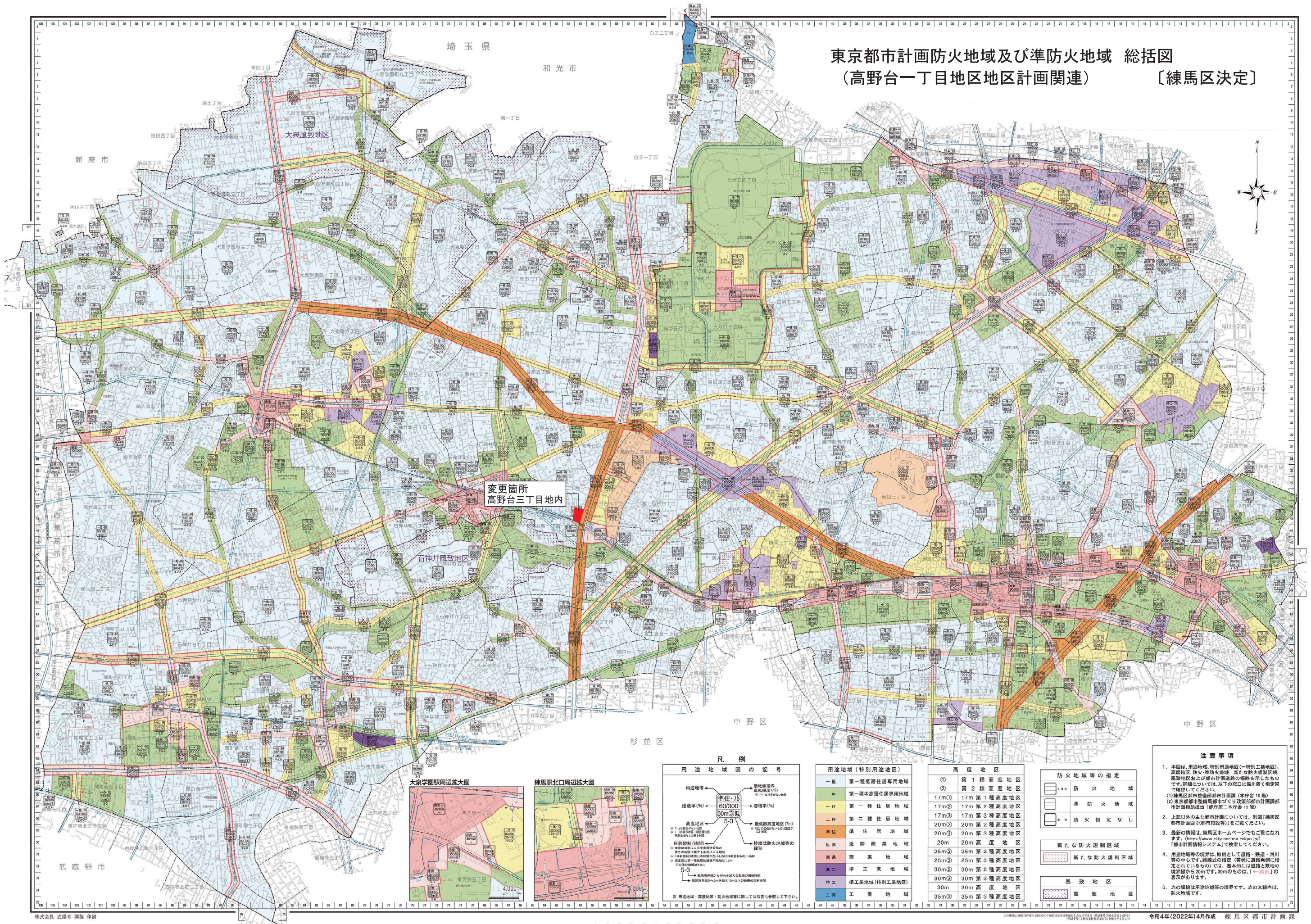
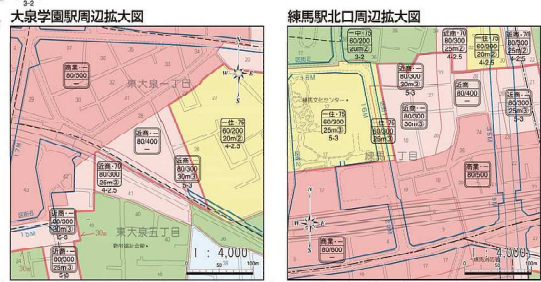


# 東京都計画防火地域及び準防火地域 総括図 (高野台一丁目地区地区計画関連) [練馬区決定]



変更箇所  
高野台三丁目地内



**凡例**

用途地域 記号

用途地域 → 用途地域の記号 (例: 第一種低層住居専用地域)

建蔽率(%) → 建蔽率(%) (例: 準住/75, 60/300, 30m3) 低

高度地区 → 最低層高度地区(7m)

目録 (時間) → 目録 (時間) (例: 準住/75, 60/300, 30m3) 低

※ 用途地域・高度地区・防火地域等は、必ずしも一致してはおりません。

**用途地域 (特別用途地区)**

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第2種高度地区
25m②	25m 第3種高度地区
30m①	30m 第2種高度地区
30m②	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m①	35m 第3種高度地区

**防火地域等の指定**

防火地域 (例: 赤い点線)

準防火地域 (例: 赤い実線)

防火指定なし (例: 赤い点線なし)

**新たな防火規制区域**

新たな防火規制区域 (例: 赤い点線)

**風致地区**

風致地区 (例: 赤い点線)

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の幅員を示したものです。詳細については、以下の窓口へ照会いただく指定図を確認してください。  
(1)練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎16階)  
(2)東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談窓口 (新庁舎2本庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別途「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。 (http://www.city.nerima.ln.jp) 「都市計画情報システム」で検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。階級式の指定(帯状に道路と敷地の境界線から20m)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、1←30mの表示があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。